

新座市告示第282号

新座市幼児集団活動事業利用料補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月16日

新座市長 並 木 傑

新座市幼児集団活動事業利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（平成27年7月17日付け府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対して新座市幼児集団活動事業利用料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象として集団活動を提供する標準的な開所時間が、おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年39週以上である施設等のうち、別に定める基準を満たす施設等として市長が認める施設等であって、次に掲げる施設等でないものをいう。
 - ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この号及び第3号において「法」という。）第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

(2) 利用料 在籍する幼児に対して提供する集団活動につき対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料及び実費徴収費（食材費、通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類でないものをいう。

(3) 対象幼児 次に掲げる要件に該当する者をいう。

ア 市内に住所を有すること。

イ 満3歳以上の小学校就学前の幼児であること。

ウ 対象施設等を、おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年39週以上利用していること。

エ 対象施設等を利用する日の属する月の初日に当該対象施設等に在籍していること。

オ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

(イ) 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

(ウ) 法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業としての企業主導型保育事業を利用している者

(4) 保護者 市内に住所を有し、対象幼児の集団活動につき対象施設等に利用料を納入する義務を負う者をいう。ただし、対象幼児が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設に入所している場合は当該施設の長を、同法第6条の4に規定する里親に委託されている場合は当該里親をいう。

（対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（次条及び第5条において「対象者」という。）は、対象幼児の保護者とする。

（対象費用）

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、対象者が対象施設等に支払う利用料とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象者が現に対象施設等に支払った利用料の額とし、対象幼児1人につき月額20,000円を限度とする。ただし、当該対象施設等につき対象施設等として市長が認めた日の属する年度から起算して過去3か年における平均の利用料の月額が20,000円を下回る対象施設等の利用にあっては、当該平均の利用料の月額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市幼児集団活動事業利用料補助金交付申請書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる対象施設等を利用する月の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

- (1) 4月から6月まで 7月1日から同月31日まで
- (2) 7月から9月まで 10月1日から同月31日まで
- (3) 10月から12月まで 1月4日から同月31日まで
- (4) 1月から3月まで 4月1日から同月15日まで

(交付決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市幼児集団活動事業利用料補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。